

調査事項③ スイスにおけるアンチ・ドーピング法

## スイス連邦における アンチ・ドーピング活動の状況

スイス連邦が行っている国家としての関与

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2019/03/29



## 目次

1 序論 .....	1
2 スイス連邦におけるアンチ・ドーピング活動に対する「国家の関与」の状況 .....	2
2-1 アンチ・ドーピングに関連する条約とスイスの批准状況 .....	2
2-2 Federal Act on the Promotion of Sport and Exercise (SpoP 法) .....	3
2-3 Federal Act on the information systems of the Federal Government in the Field of Sport (FISS 法) .....	8
3 国家の関与を前提とした ADS によるアンチ・ドーピング活動 .....	9
3-1 関係規則・関係機関 .....	9
3-2 ADS の組織 .....	11
3-3 ADS によるドーピング調査の概要 .....	12
4 結論 .....	14
4-1 スイス連邦の国家としての関与の状況の要旨 .....	14
4-2 わが国の現状と課題 .....	14
4-3 わが国における「国家の関与の在り方」の方向性 .....	15

作成者

弁護士 杉山 翔一 (Field-R 法律事務所・チューリッヒ大学客員研究員)

## 1 序論

本報告書は、スイス連邦におけるアンチ・ドーピング活動に対する国家の「関与の在り方」を調査し、日本におけるドーピング防止のための対策にかかる国家の「関与の在り方」の検討の一助となることを目的としている<sup>1</sup>。

世界各国には、ドイツ<sup>2</sup>、イタリア、フランスなどアンチ・ドーピング規則違反を刑罰化する国もあれば、刑罰化までは行っていない国もあり、また刑罰化を行っている国の中でも、競技者が自ら行う禁止物質の使用まで刑罰化している国と、競技者が自ら行う禁止物質の使用までは刑罰化していない国もある<sup>3</sup>。すなわち、一口に刑罰化という視点で見ても、スポーツにおけるドーピング防止のための対策にかかる国家の「関与の在り方」は様々である。

スイス連邦は、後述する通り、競技者が自ら行う禁止物質の使用（及びその目的での所持等）を刑罰化しておらず<sup>4</sup>、当該行為の刑罰化を実施している国との比較においては、日本と親和性のある状況にある。また、スイス連邦におけるアンチ・ドーピング規律パネルに相当する機関の決定の数は、後述するとおり、年間平均 15.2 件であり<sup>5</sup>、他国との比較において違反の疑いのある分析報告の件数が多いとはいえない<sup>6</sup>点も日本と類似している。

他方で、スイス連邦においては、ドーピングとの戦いのために、国家法を制定することによって、アンチ・ドーピング活動に対しスイス連邦政府が一定の関与を行っている。すなわち、スイス連邦においては、Federal Act on the Promotion of Sport and Exercise（以下「SpoP法」という）<sup>7</sup>に基づいて、国内アンチ・ドーピング機関である Anti-Doping Switzerland Foundation（以下「ADS」という）には、Federal Customs Administration（以下「スイス税関」という）、検察機関及び裁判所等からアンチ・ドーピング活動に関する特定の情報の提供を受ける権限や、個人情報取得権限が特別に付与されている（SpoP法 20 条 2 項、21 条 2 項 3 項）。

<sup>1</sup> 本報告書作成にあたり、2019 年 1 月 29 日に Anti-Doping Switzerland Foundation の Ernst König 氏、Hanjo Schnydrig 氏に、2019 年 2 月 22 日にスイスのスポーツ庁にあたる Federal Office of Sport の Markus Feller 氏に、2019 年 3 月 11 日にスイス・ローザンヌカントンの検察官 Laurent Contat 氏にインタビューを行った。

<sup>2</sup> 小名木明宏、ドーピングに対する刑事規制について、北大法学論集 67(5)

<sup>3</sup> 財団法人日本スポーツ仲裁機構平成 22 年度文部科学省委託事業 各国ドーピング防止に関する法的活動の調査研究 研究報告書 ドーピングに対する法的制裁制度の比較研究

<sup>4</sup> Schwarzenegger & Ege、刑事法とドーピングとの戦い—刑事法化と手続的措置、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 第 14 回シンポジウム報告書 35 頁

<sup>5</sup> Anti-Doping Switzerland Foundation, Annual Report 2008～2017。以下のサイトからダウンロード可能である。Anti-Doping Switzerland Foundation, Annual Reports, <https://www.antidoping.ch/en/general/antidoping-switzerland-foundation/annual-reports> (2019.3.25 アクセス)

<sup>6</sup> WADA が公表しているレポートによれば、2016 年のアンチ・ドーピング規則違反数が多い国のトップスリーは、イタリア 147 件、フランス 86 件、アメリカ 75 件である (WADA, 2016 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report, [https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/2016\\_adrvs\\_report\\_web\\_release\\_april\\_2018\\_0.pdf](https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/2016_adrvs_report_web_release_april_2018_0.pdf) (2019.3.25 アクセス))

<sup>7</sup> 非公式の英語翻訳版については、Federal Act on the Promotion of Sport and Exercise (SpoP 法), <https://www.admin.ch/opc/en/classified-compilation/20091600/201901010000/415.0.pdf> (2019.3.25 アクセス)

これに対し、わが国の国内アンチ・ドーピング機関である公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency: JADA）は、わが国の法制上、税関、検察機関及び裁判所等との間で、アンチ・ドーピング活動に関する特定の情報の提供を受ける権限や、個人情報を取得する権限を、特別に付与されているわけではない。そのため、JADAによる情報の取得（第三者提供を受けることを含む）は、個人情報の保護に関する法律などのわが国の既存の法令の枠内に留まらざるを得ない状況にある。

こうした現状の中、わが国は、2020年に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年大会」という）を迎える。2020年大会を前に、日本国政府は、「国の関与の在り方」を含めた必要な施策を検討し、必要な措置を講ずることを求められている（スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（以下「アンチ・ドーピング推進法」という）附則2条参照<sup>8)</sup> <sup>9)</sup>。

そこで、本稿では、「2」においてスイス連邦が行うアンチ・ドーピング活動に対する「国家の関与」の概要を、「3」において当該「国家の関与」に基づくスイス連邦におけるアンチ・ドーピング活動の概要を見た上で、最後に、「4」において、日本国政府の国家の「関与の在り方」の可能性について検討する。

## 2 スイス連邦におけるアンチ・ドーピング活動に対する「国家の関与」の状況

### 2-1 アンチ・ドーピングに関連する条約とスイスの批准状況

ヨーロッパにおいて、初めてアンチ・ドーピングに関する国際的な法的な合意が作られたのは、1967年のことである。この年に示された「The Resolution on the Doping of Athletes」は、世界で初めて「ドーピング」を定義し、スポーツのプロフェッショナルリズムの観点から、ドーピングの禁止の考えを示したものである<sup>10)</sup>。

ドーピングとの戦いが初めて条約の形で盛り込まれたのは、1989年にストラスバールで採択され、1990年に発効したAnti-Doping Conventionである（以下「アンチ・ドーピング条約」という）<sup>11)</sup>。同条約は、1988年ソウルオリンピック大会における競技者のドーピング事件などを受けて策定された。同条約は、条約を批准した国家に対し、「ドーピングとの戦いに関連する政府部門及び公的団体の政策と行動を連携させること」を義務として定めるものであった（同条約3条1項）。スイス連邦は、このアンチ・ドーピング条約を1993年1月1日に批准し、同条約上の義務を負うこととなった。

<sup>8)</sup> 「政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」（スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律附則2条 [http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=430AC1000000058](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=430AC1000000058) (2019.3.25 アクセス)

<sup>9)</sup> 今泉柔剛、日本のアンチ・ドーピング法の起草、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 第14回シンポジウム報告書 31頁以下

<sup>10)</sup> Jack Anderson, *The EUs Rule on Doping in sport, EU Sports Law and Policy*, p.80

<sup>11)</sup> Council of Europe, *Anti-Doping Convention*, <https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/rms/090000168007b0e0> (2019.3.25 アクセス)

1999年に世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency: WADA）が設立された後、2005年に「International Convention against Doping in Sport」（以下「ユネスコ条約」という）が採択され2007年に発効した<sup>12</sup>。ユネスコ条約は、その批准国に対し、国内的及び国際的な規模において世界アンチ・ドーピング規程（World Anti-Doping Code: WADC<sup>13</sup>）の「原則に適合する適当な措置をとること」（同条約3条(a)）、ユネスコ条約上「定める義務を遵守するために適当な措置をとること」（同条約5条）などを定める条約である。スイス連邦は、ユネスコ条約の発効からやや遅れた2008年12月1日に同条約を批准し、WADCに適合する措置をとること等をユネスコ条約上の義務として負うこととなった。

そして、現在有効なWADCは、その22条2項及び3項において、各国政府に対し、アンチ・ドーピング機関との協力及び情報共有並びにアンチ・ドーピング機関の間のデータ共有のために法令等を定めること、各国の公的サービス若しくは団体及びアンチ・ドーピング機関の間の協力関係を促すことを「期待」している（WADC22条及び同条解説）<sup>14</sup>。

このように、スイス連邦は、ユネスコ条約上の義務としてWADCの「原則に適合する適当な措置をとる」義務を負っており（ユネスコ条約3条(a)）、WADC上は、情報共有のための法令等を定めることを期待されている。

## 2-2 Federal Act on the Promotion of Sport and Exercise（SpoP法）

### 2-2-1 概要

SpoP法（Federal Act on the Promotion of Sport and Exercise）は、スイス憲法68条1項に基づいて2012年10月1日に施行された比較的新しい法律である。SpoP法は、1条から37条までの条文から成っており、ドーピングとの戦いのみならず、スポーツと運動全般についての規定した法律である<sup>15</sup>。

SpoP法の目的の一つには、スポーツの価値に対する望ましくない影響と戦うことが含まれているところ（SpoP法1条1項d.）、ドーピングとの戦いもこの「望ましく

<sup>12</sup> UNESCO、*International Convention against Doping in Sport 2005*、[http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=31037&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=31037&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)（2019.3.25アクセス）

<sup>13</sup> 現在有効なWADCは、2015年1月1日に発効し（2018年4月1日に一部改正を受け）たものである。World Anti-Doping Code、[https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/wada\\_anti-doping\\_code\\_2018\\_english\\_final.pdf](https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/wada_anti-doping_code_2018_english_final.pdf)（2019.3.25アクセス）

<sup>14</sup> WADC22条2項及び3項の定めは次のとおり。

22.2 各国政府は、本規程の定めに従い、アンチ・ドーピング機関との協力及び情報共有並びにアンチ・ドーピング機関の間のデータ共有のために法令、規制、政策又は行政事務手続を定める。

22.3 各国政府は、ドーピングとの戦いに有益な情報について、法的に禁止されない範囲において、アンチ・ドーピング機関との間で適時に情報共有するために、その公的サービス若しくは団体及びアンチ・ドーピング機関の間の協力関係を促す。

<sup>15</sup> 前掲注7) SpoP法

ない影響との戦い」という目的に含まれるものである。

SpoP法第5章は、「Fairness and Safety」（フェアネスと安全）の章であり<sup>16</sup>、その第2節として、「ドーピングに対する措置」が規定されている。後述するとおり、SpoP法は、「ドーピングに対する措置」として、原則（SpoP法19条）、ドーピング物質及び方法の使用制限（同法20条）ドーピングコントロール（同法21条）、刑事罰（同法22条）、訴追（同法23条）、情報（同法24条）及び国際的な情報交換（同法25条）という7つの条文を定めている<sup>17</sup>。

以下では、SpoP法において定められた「ドーピングに対する措置」を概観する<sup>18</sup>。

### 2-2-2 スイス連邦政府の義務とADSに対する委任

SpoP法は、スポーツにおけるドーピングとの戦いについて、スイス連邦が支援し、措置をとる義務を定めている（SpoP法19条1項）。SpoP法は、具体的な措置として、教育、助言、資料の作成、調査研究、情報及び検査を定めている（同項）。

さらに、SpoP法は、スイス連邦政府が、ドーピングと戦うための権限（authority）の全部又は一部を、ドーピングに対する措置を実施する機関に委任することができることを定めている（SpoP法19条2項）。スイスの国内アンチ・ドーピング機関であるADSは、このSpoP法19条2項によって、ドーピングと戦うための権限（authority）を、スイス連邦政府から付与されている（SpoP法20条以下及びRegulation on the Promotion of Sport and Exercise<sup>19</sup>（以下「SpoP規則」という））。

ADSの活動の詳細は後述するが、その特色は、この国家の定めた法律により権限の委任・付与を受けているという点にあり、この点は、ドーピングと戦うための特別な権限を、日本国法により付与されていないJADAとの大きな違いである。

### 2-2-3 一部の行為の刑罰化

#### ア 前提の確認—刑罰化の意義

アンチ・ドーピング規則違反を刑罰化すること及び情報共有システムを構築することは、刑事手続法（日本でいう刑事訴訟法）に基づく強制捜査によって得られた情報を用いてアンチ・ドーピング規則違反の訴追を可能にすることから、現行WADCに定めるインテリジェンスに基づいたドーピング調査（WADC5.8項）を行う上で、有効な方法だと考えられている。

<sup>16</sup> 2019年1月1日、SpoP法は改正され、新たに「スポーツの価値に対する望ましくない影響」として、八百長を刑罰化する定めが置かれている（SpoP法25条a、同b、同c）。

<sup>17</sup> 前掲注7）SpoP法参照

<sup>18</sup> SpoP法において定められた「ドーピングに対する措置」については、前掲注4）Schwarzenegger&Egeも参照。

<sup>19</sup> Regulation on the Promotion of Sport and Exercise (Sport Promotion Regulation : SpoP規則), <https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20111821/index.html>（なお、原文は、独仏伊であり、非公式の英語翻訳は存在しない。2019.3.25アクセス）

後述するとおり、スイス連邦においても、禁止物質の自己使用及び当該目的での所持等を除き、第三者に使用する目的での所持等の行為を刑罰の対象としている（SpoP法 22 条）。したがって、スイス連邦では、アンチ・ドーピング規則違反に該当する一部の行為については、警察・検察組織の強制捜査権限を行使することが可能な状況にある<sup>20</sup>。

以下、スイス連邦のアンチ・ドーピング規則違反の刑罰化の状況を概観する。

#### イ 刑事罰の対象となる禁止物質の特定

SpoP 法は、スイス連邦政府に対し、いかなる物質又は方法の使用が刑罰の対象となるのかを特定する義務を定めている（SpoP 法 19 条 3 項）。

同項に基づき、スイス政府は、いかなる物質が刑事罰の対象になるのかを定めている<sup>21</sup>（SpoP規則別表参照。以下これらを「ドーピング物質」という）。

#### ウ ドーピング物質の製造、販売、所持等

SpoP 法は、同法 19 条 3 項に基づき定められたドーピング物質を製造し、取得し、輸入し、輸出し、輸送し、販売し、処方し、市場に出し、管理し、若しくは所持することは、刑事罰の対象となることを定めている（SpoP 法 22 条 1 項前段）。

本項違反の法定刑は、3 年以下の拘禁刑又は罰金である。ただし、同項違反が「重大」な場合は、5 年以下の懲役と罰金が併科される。SpoP 法において、「重大」とされる場合とは、次の場合であると定められている（SpoP 法 22 条 1 項各号）。

- (a) 当該投与を行うために組織された集団の構成員としての活動である場合
- (b) 当該投与をすることで、競技者の健康又は生命に重大な危害を及ぼす場合
- (c) 19 条 3 項の規定に基づく物質を 18 歳未満の児童及び年少者に投与した場合
- (d) 商業取引から大きな売上高及び大きな利益を得る場合

#### エ 第三者に対する禁止物質の投与

また、SpoP 法は、第三者に対し、SpoP 法 19 条 3 項に基づき定められた物質を投与することは、刑罰の対象となることを定めている（SpoP 法 22 条 1 項後段）。

本項違反の法定刑は、3 年以下の拘禁刑又は罰金である。ただし、本項違反が「重大」な場合は 5 年以下の懲役と罰金が併科される。「重大」とされる場合の解釈は、ウと同様である。

#### オ 自己使用目的のドーピング行為の不処罰

その一方、SpoP 法は、同法 19 条 3 項によって指定されたドーピング物質を自ら使用すること、並びに、自己使用の目的で、禁止物質の製造、取得、輸入、輸出、輸送、販売、処方又は所持を行うことは、刑事罰の対象としていない（SpoP 法 22 条 4 項）。

<sup>20</sup> スイスの刑事手続法では、刑法犯に対し、捜索（刑事手続法 244 条）、差押え（同法 263 条、SpoP 法 20 条 4 項）も実施が可能である。さらに、「重大」とされる犯罪に対しては、通信傍受（同法 269 条）、おとり捜査（同法 285 条 a）の実施も可能である。

<sup>21</sup> 前掲注 19) SpoP 規則別表参照

Swiss Federal Institute of Sport (BASPO) の Markus Feller 氏によれば、自己使用目的の場合は、規制する理由が当てはまらない（保護法益が薄い）ため、自己使用目的のドーピング行為については、刑事罰の対象とはされていない、とのことであつた。

#### カ 訴追機関

上記のウ及びエの刑罰法令違反に関し、訴追の責任を負っているのは、各カントン（州）の検察機関である（SpoP 法 23 条 1 項）。よって、スイス連邦においては、カントン（州）の検察機関により、SpoP 法 22 条 1 項違反の捜査が行われている。

また、各カントンの検察機関は、いかなる捜査にも ADS 及び税関を関与させる権限を有している（SpoP 法 23 条 1 項）。

仮に、ADS がドーピングコントロールの過程で、SpoP 法 19 条 3 項に基づいて指定されたドーピング物質及び方法を発見した場合、ADS は、関係するカントンの検察機関に対し、当該事実を伝える共に、関連資料を送付する義務を負っている（SpoP 法 23 条 2 項）。

#### キ 小括

以上のとおり、スイス連邦においては、上記ウ及びエのとおり、ドーピング物質に関する一部の行為については刑罰化がされており、これらに対しては各カントンの検察機関が強制捜査を実施することが可能である（SpoP 法 22 条、23 条 1 項<sup>22</sup>）。これらのドーピング物質に関連する一部の行為は、WADC 2.6 項、2.7 項、2.8 項及び 2.9 項に該当しうる行為と解される。

そして、後述する情報共有の仕組みにより、ADS は、検察機関が強制捜査によって得た情報（SpoP 規則 78 条 a から e）及び裁判所から刑事裁判の尋問結果及び判決内容（SpoP 規則 78 条 f から h）に関する情報を得ることができる（SpoP 法 24 条）。

### 2-2-4 情報共有システム

#### ア スイス税関から検察機関への情報提供

SpoP 法は、スイス税関に対し、SpoP 法の違反を示す証拠がある場合、各カントン（州）の検察機関に報告する義務を定めている（SpoP 法 20 条 2 項）。また、スイス税関は、SpoP 法 22 条違反の疑いがある場合、ADS の関与を求めることができる（SpoP 法 20 条 3 項）。

これらの規定を根拠とし、スイス税関が SpoP 法違反を発見した場合、ADS を通

---

<sup>22</sup> このほか、「Therapeutic Products Act」、*「Federal Act on Narcotics and Psychotropic Substances」* によって規制されている物質の中には、禁止物質も含まれるため、これらの法律の規制と重なる禁止物質についても、刑罰化が実施されている。

じて、又は直接、検察機関へ情報提供を行うことが実務上行われている<sup>23</sup>。

#### イ 検察機関及び司法機関から、ADS への情報提供

SpoP 法は、検察機関及び司法機関に対し、SpoP 法 22 条違反の結果としての手続の開始及び判断の結果を、ADS に通知する義務を定めている (SpoP 法 24 条)

そして、通知する情報については、スイス政府が別に定めるとされているところ (SpoP 法 24 条)、SpoP 規則 76 条は、対象競技者の個人情報 (同条 a)、種目 (同条 b)、指導者の個人情報 (同条 c)、刑事手続における尋問記録 (同条 f) 等を ADS へ通知する情報として定めている (SpoP 規則 76 条 a から i)。

#### ウ 国内での NADOs/MEOs 間の個人情報の共有

SpoP 法は、WADA や国際競技団体、ADS 以外の国内アンチ・ドーピング機関等のドーピングコントロールの主体<sup>24</sup> (以下「ADO」という) が、ドーピングコントロールに関連して取得した個人情報を処理 (process) できることを定めている (同法 21 条 3 項)。また、SpoP 法は、これらの ADO が ADS に対しドーピングコントロールの結果を共有する義務を定めている (同法 21 条 4 項)。

ADS は、これらの定めにより、法制度上、WADA や国際競技団体等から、個人情報の提供を受けることが可能である。

#### エ 海外の NADOs、WADA 等との個人情報の共有

SpoP 法は、一定の目的に限り<sup>25</sup>、ADS が外国の NADOs 及び WADA 等の機関と個人情報を交換できることを定めている (同法 25 条 1 項)

この定めにより、法制度上、ADS は、外国の NADOs 及び WADA 等の機関と個人情報を交換することが可能である。

#### オ 小括

以上のとおり、SpoP 法及び SpoP 規則は、ADS に対し、スイス税関 (SpoP 法 22 条、23 条 1 項<sup>26</sup>)、検察機関及び裁判所等からアンチ・ドーピング活動に関する特定の

<sup>23</sup> 現に、ADS では、2012 年に初めて、税関からの情報提供に基づくアンチ・ドーピング規則違反を 2 件摘発している。

<sup>24</sup> ここでいう「ドーピングコントロールを行う主体」とは、次の者である (SpoP 法 21 条 2 項)。

① NADO や WADA 等のアンチ・ドーピング機関  
② IOC、スイスのスポーツ団体の傘下団体、NF、IF  
③ スポーツイベントの主催者を定めている。

<sup>25</sup> 情報交換の目的は、次の目的に限られる (SpoP 法 25 条 1 項)。

① 競技者の治療使用特例の申請し、これを競技者に対し付与するため  
② 競技者に関するドーピングコントロールを計画、調整、実施するため  
③ ドーピングコントロールの結果を報告するため

また、①の目的で個人情報を交換する場合、情報交換できる情報は、治療使用特例の処理に必要な情報に限られている (25 条 2 項)。

②の目的で個人情報を交換する場合、交換できる情報は、personal details 及び居場所情報に限られている (25 条 3 項)。

<sup>26</sup> このほか、「Therapeutic Products Act」、「Federal Act on Narcotics and

Psychotropic Substances」によって規制されている物質の中には、禁止物質も含まれるため、これらの法律の規制と重なる禁止物質についても、刑罰化が実施されている。

情報の提供を受ける権限や、個人情報の取得する権限を特別に付与している。

当該情報共有に関する規定がある結果、上記 2-2-3 で述べた刑罰対象となるドーピング物質にかかる情報を、スイス税関や検察機関及び裁判所等から ADS が提供を受けることが可能になっている（なお、実務運用の状況については、3 で詳述する）。

## 2-3 Federal Act on the information systems of the Federal Government in the Field of Sport (FISS 法)

### 2-3-1 目的

Federal Act on the information systems of the Federal Government in the Field of Sport<sup>27</sup> (FISS法) は、スポーツ分野における情報システム内の個人情報を処理する上での規制を定めた法律であり (FISS法 1 条 1 項)、その規制内容には、ADSの情報システムのデータの処理を規制することが含まれている (FISS法 1 条 2 項)。

### 2-3-2 ADS に対する規制内容

#### ア 個人情報の取得・保有主体としての ADS

FISS 法の第 8 章は、ドーピングコントロールやドーピング捜査、制裁の賦課等の目的で、国内アンチ・ドーピング機関である ADS の情報システムが使用されることを定めている (FISS 法 30 条)。

#### イ ADS に対する法令順守義務

FISS法は、ADSに対し、これらの情報を適法に保有する義務を課している (FISS 法 31 条 1 項)<sup>28</sup>。

#### ウ 処理の対象となる個人情報

FISS 法は、ADS がアンチ・ドーピングとの戦いのために必要な情報を取得できることを定めている (FISS 法 32 条)。なお、ADS が取得する情報には、次の情報が含まれる。

競技者の個人情報、居場所情報 (居場所情報提供の対象となる場合)、競技者の競技に関する情報、競技者の指導者に関する情報、検査及びドーピング捜査に関する情報その他の同法 32 条に定める情報。

#### エ 個人情報を取得する客体の特定

FISS 法は、ADS が、個人情報を得ることができる客体を定めている (FISS 法

<sup>27</sup> Federal Act on the information systems of the Federal Government in the Field of Sport, <https://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/20130104/index.html> (独仏伊。非公式の英語翻訳はない。2019.3.25 アクセス)

<sup>28</sup> ADS は、FISS 法に基づく義務を履行するため、自身の情報システム内における情報処理について定めた Data Processing Policy を定め、公開している。ADS、Data Processing Policy、[https://www.antidoping.ch/sites/default/files/downloads/2017/170703\\_bearbeitungsreglement\\_informationssystem\\_A DS\\_en\\_publ.pdf](https://www.antidoping.ch/sites/default/files/downloads/2017/170703_bearbeitungsreglement_informationssystem_A DS_en_publ.pdf) (2019.3.25 アクセス)

33 条)。

当該客体には、関係する個人及び代理人、国内及び国際競技団体、国内及び国際的なアンチ・ドーピング機関、スイス税関、関連する検察機関・司法機関が含まれている (同条)。

#### オ 開示義務

FISS 法は、ADS が、取り扱う個人情報の対象 (FISS 法 34 条 1 項 a) や、対象となる個人 (FISS 法 34 条 1 項 b) 等を公表することを定めている。

#### カ 個人情報の保有期間

FISS 法は、ADS が個人情報を保有できる期間を定めている (FISS 法 35 条)。例えば、競技大会に参加する資格を有する者の保有期間は、競技会に参加する資格を失ってから、10 年間と定めている (同条 a 号)。

#### キ 小括

以上のとおり、スイス連邦においては、単に、SpoP 法及び SpoP 規則において、ADS に個人情報の取得権限を付与するだけでなく、ADS に対し個人情報を適法に取得する義務を明確に規定するなど、個人情報保護のための措置も併せて行っている。

### 3 国家の関与を前提とした ADS によるアンチ・ドーピング活動

#### 3-1 関係規則・関係機関

上記 2 で述べたスイス連邦の国家の関与を前提とした ADS によるアンチ・ドーピング活動の詳細を見る前に、スイス連邦におけるアンチ・ドーピングにかかる関係規則と関係機関について確認する。

##### 3-1-1 国内アンチ・ドーピング規則

スイス連邦における国内アンチ・ドーピング規則は、スイスオリンピック委員会の定める Doping-Statut 2015 (以下「DS2015」という) である<sup>29</sup>。DS2015 は、WADC に準拠したアンチ・ドーピング規則であり (DS2015 前文)、スイスオリンピック委員会に加盟するすべての団体及びそれに所属する競技者に対し、適用される。

DS2015 の内容は、基本的には、JADA が定める日本アンチ・ドーピング規程と同様の位置づけ・内容である<sup>30</sup>。

##### 3-1-2 国内アンチ・ドーピング機関

ADS は、2008 年 7 月 1 日に設立されたドーピングと戦うための非営利の財団法人

<sup>29</sup> スイスオリンピック委員会「Doping-Statut 2015」、  
[https://www.antidoping.ch/sites/default/files/downloads/2014/doping\\_statut\\_2015\\_de.pdf](https://www.antidoping.ch/sites/default/files/downloads/2014/doping_statut_2015_de.pdf) (2019.3.25 アクセス)

<sup>30</sup> なお、8 条「Scope of Application」については JADC とは異なる内容が定められている。

(私団体) であり<sup>31</sup>、スイスの国内アンチ・ドーピング機関である。ADSの本部はベルンに置かれている。詳細は、3-2 及び 3-3 で後述する。

### 3-1-3 分析機関

Swiss Laboratory for Doping Analyses (以下、「スイスドーピング分析機関」という) は、スイス連邦の WADA 認証分析機関である。

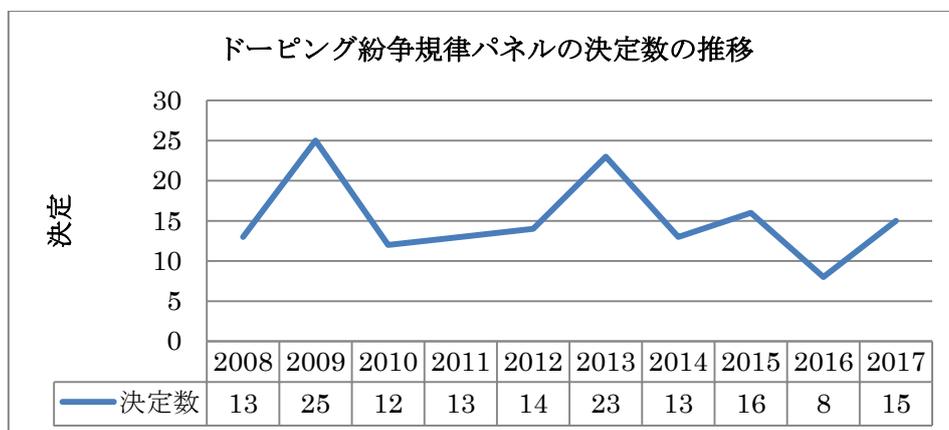
スイスドーピング分析機関は、検体を受け取ってから、10 日間で、検体分析をすることができ、近年血液検体の分析管理の方法も発展させている<sup>32</sup>。

### 3-1-4 規律パネル

The Disciplinary Chamber for doping Cases of Swiss Olympic (以下「スイスドーピング規律パネル」という) は、2002 年 1 月 1 日に設立された組織であり、設立以降、スイスオリンピック委員会の加盟団体のすべてのアンチ・ドーピング事案を扱い、制裁を課す権限を有する団体である<sup>33</sup>。

スイスドーピング規律パネルにおける手続きは、『[Regulations regarding a procedure before the Disciplinary Chamber for Doping Cases](#)』(以下「ドーピング規律パネル規則」という) に則って行われる<sup>34</sup>。

スイスドーピング規律パネルの決定数の推移は、以下のとおりである(2008 年から 2017 年までの年間平均は、15.2 件である)。



(ADS Annual Report 2008～2017 まで)

<sup>31</sup> スイスでは、2008 年 6 月 30 日までは、スイスオリンピック委員会の下部機関であるドーピング対策技術委員会と連邦スポーツ局内のドーピング予防部がアンチ・ドーピング活動を行っていた(前掲注3) 財団法人日本スポーツ仲裁機構 96 頁・荻村慎一郎「XII スイス」参照。

<sup>32</sup> スイスドーピング分析機関ウェブサイト、<http://www.curml.ch/en/introduction-swiss-laboratory-doping-analyses> (2019.3.25 アクセス)

<sup>33</sup> スイスドーピング規律パネルは、合計 20 人の法律家と医学の専門家から構成されている。

<sup>34</sup> スイスオリンピック委員会、*Regulations concerning the procedure before the disciplinary chamber for doping cases*、[https://www.antidoping.ch/sites/default/files/downloads/2015/verfahrensreglement\\_dk\\_2015\\_de.pdf](https://www.antidoping.ch/sites/default/files/downloads/2015/verfahrensreglement_dk_2015_de.pdf) (2019.3.25 アクセス)

### 3-1-5 不服申立機関

スイスドーピング規律パネルの決定に対する第二審の不服申立機関は、スイス・ローザンヌにあるCourt of Arbitration for Sport (CAS)<sup>35</sup>又は国際競技団体の紛争解決制度（仲裁機関）である。

## 3-2 ADSの組織

### 3-2-1 目的及び機関

ADSの目的は、国内及び国際的なガイドライン及び指令に従って、ドーピングとの戦いに対し貢献をすることである<sup>36</sup>。

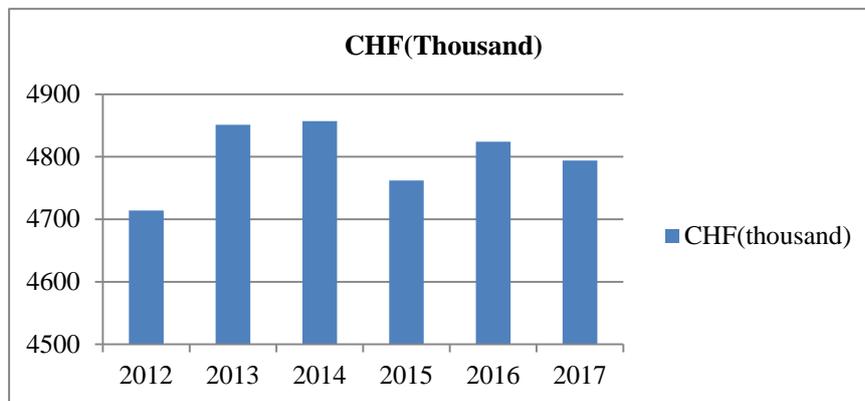
ADSは、当該目的の達成のために、2017年から2020年までの中期事業計画「Antidoping Switzerland Strategy for 2017 to 2020」を策定、公表している<sup>37</sup>。

ADSには、Foundation Board（理事会）、理事、監事の機関が置かれており、現在の理事は8名である。

### 3-2-2 財政

ADSは、スイス連邦政府及びスイスオリンピック委員会から資金提供を受けて活動している。ADSは、スイスオリンピック委員会及びBASPOとの間で、サービス契約書を締結しており、このサービス契約書が資金提供の根拠となっている。

ADS年間の予算規模は、約4,700,000～4,900,000スイスフラン（日本円にして、5億円強）である。



(ADS Annual Report 2013～2017 より)

### 3-2-3 検査実施数

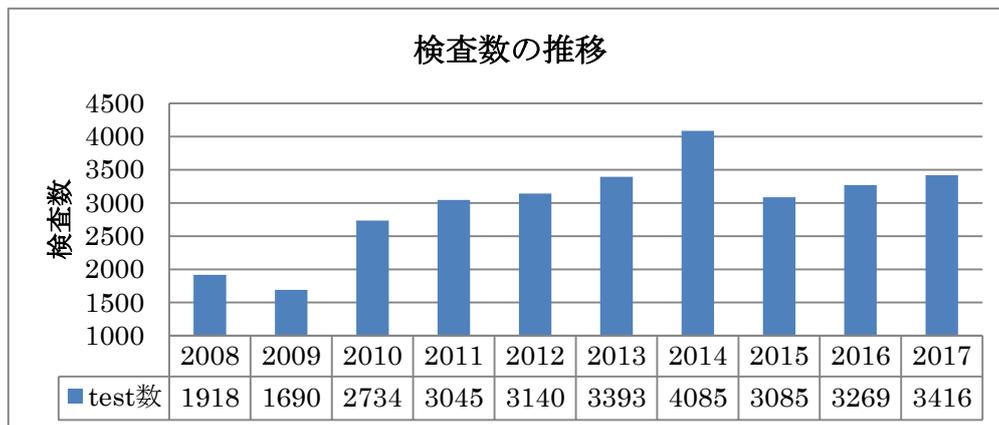
<sup>35</sup> スイスドーピング規律パネル規則16条は、スイスドーピング規律パネルがした決定に関し、CASに不服申立てをすることが可能であり（同条1項）、CASの上訴仲裁手続の規定であるR47からR49までが適用されることを定めている（同条2項）。

<sup>36</sup> ADSウェブサイト、<https://www.antidoping.ch/en/general/antidoping-switzerland-foundation> (2018.11.14 参照)

<sup>37</sup> Antidoping Switzerland Strategy for 2017 to 2020、[https://www.antidoping.ch/sites/default/files/downloads/2017/01\\_21\\_antidoping\\_strategie\\_en.pdf](https://www.antidoping.ch/sites/default/files/downloads/2017/01_21_antidoping_strategie_en.pdf) (2018.11.14 参照)

ADS は、設立当初から、アンチ・ドーピング検査を実施しており、競技のリスクや予算に基づいて、競技会外検査の計画を立てている（WADC5.4 項）。

その実施件数は、2011 年以降は、3000 件強～4000 件強の間で推移している。2017 年度の検査数は、3416 件である。ADS の検査により、採取された尿検体及び血液検体は、WADA の認証分析機関に送られ、分析されている。



（ADS Annual Report 2008～2017 まで）

### 3-3 ADS によるドーピング調査の概要

以下では、2 で述べたアンチ・ドーピング活動にかかる国家法の関与を前提として、ADS が行っているドーピング調査の概要について説明する。

#### 3-3-1 スイス税関から ADS への情報提供

海外からの貨物に、禁止物質が含まれている場合、スイス税関は、ADS に対し、情報提供を行う（SpoP法 20 条 3 項）<sup>38</sup>。これを受け、ADS は、管轄のあるカントンの州の検察機関に対し、報告を行う。

スイス税関から禁止物質が情報提供のあった貨物の件数（Shipments）は、次のとおりであり、過去 5 年間で、年間 400 件～600 件程度である<sup>39</sup>。

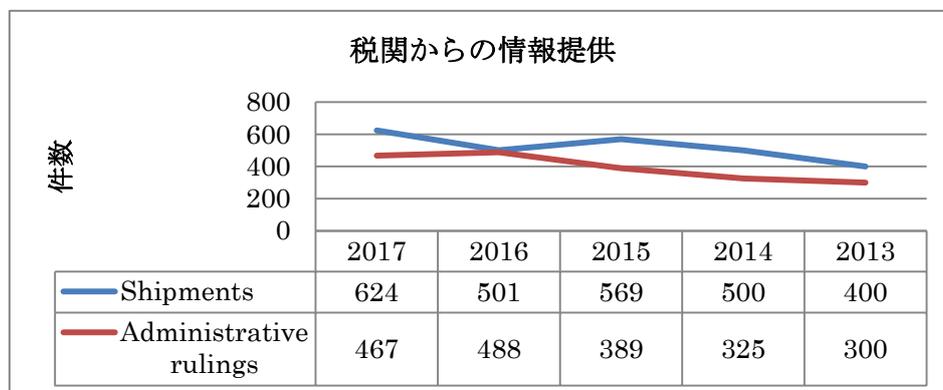
スイス税関から情報提供があった件数のうち、大部分の手続で、検察機関による

<sup>38</sup> 2019 年 1 月 29 日に ADS に対して行ったインタビューでは、一般的な流れについては、以下の説明を受けた。

1. スイス税関が、小包の中に禁止物質が含まれていることを確認する。
2. スイス税関が、ADS に対し、ドーピング物質が含有された貨物の存在を報告する。
3. ADS は、ローザンヌにある分析機関に当該貨物を送付する。
4. 分析機関が、ドーピング物質の存在を確認する。
5. ADS は、輸入者に連絡をとり、「ドーピング物質が含まれている」ことを伝える。医療上の理由など、正当な理由の有無を確認する。
6. ADS から検察官に情報提供を行う。
7. 刑事手続を進める必要がなければ、ドーピング物質を破棄する

<sup>39</sup> スイス税関におけるドーピング物質の差押えについては、Christina Weber, Matthias Kamber, Vanessa Lentillon-Kaestner, Oliver Krug, Mario Thevis, *Seizures of doping substances at the Swiss Border — a descriptive investigation* Forensic Science International 257 (2015) 359–368 頁を参照。

訴追は行われず、単に、当該貨物の破棄が命じられている（Administrative rulings の件数参照）。



（ADS Annual Report 2013～2017 まで<sup>40</sup>）

### 3-3-2 検察機関から ADS への情報提供

検察機関が当該情報を認知した場合、ADS に対し、当該事案の情報提供を行う（SpoP 法 24 条）。

検察機関又は司法機関は、ADS に対し、刑事手続に関する情報提供を行う（SpoP 法 24 条。提供される情報の項目は、上記 2-2-4 のとおり）。

### 3-3-3 ADO が取得した情報の提供

上記のとおり、SpoP 法は、ADS が ADO からドーピングコントロールに関連して取得した個人情報の提供を受けることを定めている（SpoP 法 21 条 2 項、3 項）。

### 3-3-4 外国の ADO との情報交換

ADS は、外国のアンチ・ドーピング機関と情報交換する権限を有している（SpoP 法 25 条）。

### 3-3-5 小括

以上のとおり、スイス連邦においては、国家法（SpoP 法及び SpoP 規則）により、ADS に対し、スイス税関及び検察機関・司法機関から、一部の刑事罰化されたドーピング物質にかかる行為の範囲で、情報を受領することができる権限、並びに、他の ADO、外国 ADO から個人情報を受領することができる権限が付与されており、これに基づいた情報共有が一定程度行われていることが判明した（3-3-2、3-3-3）。

<sup>40</sup> 前掲注 5)・Anti-Doping Switzerland Foundation, *Annual Report 2013～2017* 参照

## 4 結論

### 4-1 スイス連邦の国家としての関与の状況の要旨

スイス連邦は、ドーピング物質にかかる一部の行為を刑罰化しており（SpoP 法 22 条）、当該行為に関し、検察機関の強制捜査権限を行使することが可能である。

その上で、スイス連邦においては、SpoP 法（及び SpoP 規則）により、ADS に対し、ドーピングとの戦いを行うための権限の委任、付与が行われている（SpoP 法 19 条 2 項）。すなわち、ADS は、当該刑罰化された行為に関し、スイス税関との間で、及び、検察機関・司法機関との間で、情報の提供を受けることが可能である（SpoP 法 20 条 3 項、21 条 4 項）。これにより、スイス連邦においては、WADC に定めるアンチ・ドーピング規則違反のうちの一部の行為（WADC2.6 項、2.7 項、2.8 項及び 2.9 項）に関し、税関、検察機関及び司法機関の得た情報を利用して、アンチ・ドーピング規律手続において訴追しうる仕組みが構築されている。

このスイス連邦の「国家としての関与」は、WADC によって各国政府に課されている「アンチ・ドーピング機関との協力及び情報共有並びにアンチ・ドーピング機関の間のデータ共有のために法令等を定めること」（同 22.2 項）、「各国の公的サービス若しくは団体及びアンチ・ドーピング機関の間の協力関係を促すこと」（同 22.3 項）といった「期待」に応えるものである。

スイス連邦がとっている措置は、刑罰化を一定の範囲に絞ることで、国民の活動のすべてが情報の共有や強制捜査の対象となることを防ぎ、個人情報やプライバシーが不必要に侵害されることを防止していると評価することができる。この意味で、スイス連邦が行っている「国家としての関与」は、アンチ・ドーピング活動における情報共有の必要性と、個人情報やプライバシーの保護の観点との間で、バランスをとったものといえる。

### 4-2 わが国の現状と課題

わが国も、スイス連邦と同様に、ユネスコ条約に批准しており、同条約の 2007 年の発効を受けて、同条約上、WADC の「原則に適合する適当な措置をとる」義務を負っている（ユネスコ条約 3 条(a)）。

序論でも述べたとおり、わが国においては、アンチ・ドーピング規則違反にかかわる行為を直接的に刑事罰として定めた規定もなく、警察・検察機関の強制捜査権限がアンチ・ドーピング規則違反の摘発に使用されることは、原則としては起こりえない<sup>41</sup>。また、国内アンチ・ドーピング機関である JADA は、私法人であり、スポーツ基本法やアンチ・ドーピング推進法において、アンチ・ドーピング活動の主体として名称が出てくるものの、これらの法律により、アンチ・ドーピング活動にかかる情報を行政機

<sup>41</sup> 既存の刑法典や薬物規制に関連する法律の中の禁止行為と、アンチ・ドーピング規則違反の行為が重なる場合は、理論的には、警察・検察機関の強制捜査権限が可能となる。高山加奈子、*刑法・比較法の視点から*、日本スポーツ法学会年報 24 号『アンチ・ドーピング体制の整備に関する法的課題』

関から取得することを可能とする特別な権限を付与されているわけではない。

確かに、現在、日本法上の個人情報については、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三法が存在しており、これらの個人情報に関連する三法を利用した、JADA、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」とおいう）、税関等の行政機関との間のインテリジェンス共有の仕組みが検討されている<sup>42</sup>。もっとも、未だにJADA・JSC・行政機関の間での情報共有は検討中の域を出ないようである。

2020年大会を迎えるわが国は、IOCやWADAなどから、JADAと、税関等の行政機関との間での情報共有の仕組みを構築することを求められている<sup>4344</sup>。したがって、日本として、2020年大会に向けて、税関、警察機関等との間での情報共有の仕組みをいかに構築するかがわが国の喫緊の課題である。こうした要請を受け、2018年10月に施行されたアンチ・ドーピング推進法附則2条にも、日本国政府が「スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが規定されている。

#### 4-3 わが国における「国家の関与の在り方」の方向性

アンチ・ドーピング規則違反を刑罰化することによって、ドーピング調査を可能にする仕組みを検討する際には、スイス連邦のように一定範囲に絞って刑罰化を導入する制度が参考になる。しかし、わが国におけるこれまでの議論の状況を見る限り、少なくとも2020年大会までに、アンチ・ドーピング規則の刑罰化が実施される見込みは非常に薄いと思われる<sup>4546</sup>。

そこで、「アンチ・ドーピングに係るインテリジェンススキーム構築に向けた検討チーム」（以下「インテリジェンス検討チーム」という）が公表しているJSC・JADA・行政機関との間での情報共有スキームの運用を実際に開始することが考えられる。インテリジェンス検討チームは、行政機関からJSCへの個人情報の提供について、「相当な理由がある場合」（行政機関の保有する個人情報保護法8条2項3号）、「個人情報を目的外の第三者に提供することについて特別の理由のある場合」（行政機関の保有する個人情報保護法8条2項4号）にあたるものと解釈し、JSCからJADAへの個人情報の提

<sup>42</sup> 独立行政法人日本スポーツ振興センター「アンチ・ドーピングに係るインテリジェンススキーム構築に向けた検討チーム」最終報告書5頁

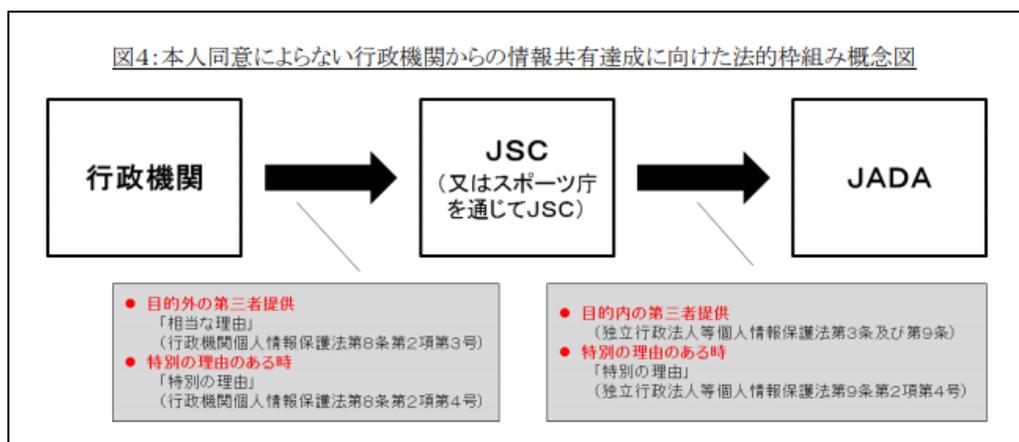
<sup>43</sup> 前掲注9) 今泉

<sup>44</sup> 境田正樹、タスクフォース等報告と課題、日本スポーツ法学会年報24号『アンチ・ドーピング体制の整備に関する法的課題』14頁

<sup>45</sup> アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース、報告書（アンチ・ドーピング体制の構築・強化について～ドーピングのないクリーンなスポーツの実現に向けて～）、[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop10/list/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/11/08/1375009\\_3\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/08/1375009_3_2_1.pdf)（2019.3.25アクセス）

<sup>46</sup> 前掲注44)・境田正樹

供については、「特別の理由がある場合」（独立行政法人の個人情報に関する法律 9 条 2 項 4 号）、「保有個人情報を目的内の第三者に提供する場合」（独立行政法人の個人情報に関する法律同法 3 条及び 9 条）にあたるものと解釈することで、妥当な法的枠組みとして、情報共有を行う可能性を指摘している<sup>47</sup>。



(JSC「アンチ・ドーピングに係るインテリジェンススキーム構築に向けた検討チーム」最終報告書より)

わが国において、理論上も仕組みが承認され、当該仕組みが動き始めたとしても、実務上、当該仕組みを効果的に動かす上では、相当な時間がかかる可能性がある<sup>48</sup>。したがって、インテリジェンス検討チームの挙げる「相当な理由」等の整理が妥当なのであれば、スポーツ庁等が中心となって、関係機関のコミュニケーションの促進、情報共有を実施するための具体的なオペレーション方法の検討を速やかに行う必要がある。仮に、情報共有スキームが動いていない理由が、インテリジェンス検討チームの挙げる「相当な理由」等の整理に法解釈上の不明確な点があるからなのであれば、当該不明確な点の解消に迅速に取り組む必要がある。

インテリジェンスチームの指摘する情報共有スキームの整理に、現行法の解釈上、支障があるのであれば、制定法により JADA に対し、税関等の行政機関から情報提供を受ける特別の権限を付与することが考えられる。この点、スイス連邦が SpoP 法によって行っている ADS への権限の付与は、「国家の関与」の一例として、わが国にとっても参考になると思われる。

また、スイス連邦においては、FISS 法が ADS に対し法令順守義務や個人情報の保有期限の限定等の個人情報を保護するための措置を課している。仮に、わが国において、JADA 又は JSC に対し情報提供を受ける特別な権限を付与する場合は、併せて、JADA 又は JSC に個人情報に係る法令順守義務や個人情報の保有期間の制限を課すなど、個人情報やプライバシーの保護を強める措置を同時に行う必要があると思われる。この

<sup>47</sup> 前掲注 45)・独立行政法人日本スポーツ振興センター、5-6 頁

<sup>48</sup> 日本では、警察機関、行政機関等を巻き込んだ場合にすぐに実効性が上がるわけではないことが指摘されている (前掲注 41) 高山)。

点もスイス連邦の「国家の関与」の在り方が参考になると思われる。

日本国政府がユネスコ条約に基づき WADC の「原則に適合する適切な措置をとる」義務を負っていることから、わが国においても情報共有スキームの導入の検討が速やかに進むことを期待している。

以上

